

令和5年第5回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年5月23日（火）第5回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也
17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好	

(17名)

欠席委員

16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書5ページ3番の件について、取り下げられたため削除するよう修正を依頼した。また、議案書7ページ1番の件について、取り下げられたため削除するよう修正を依頼した。

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第5回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

17番 大 森 用 子 委員、 18番 青 木 正 好 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主事） 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買 5 件、贈与 2 件、合計 7 件の許可申請が提出されました。別添の農地法第 3 条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎吉高神 勇委員 1 番と 2 番の案件ですが、今回は 1 番だけで 35,000㎡、2 番が 3,000㎡と、合わせて約 4ha 近くの面積になるものですから、5 月 18 日に北押原コミュニティセンターで宇賀神係長、田野井主査、石澤推進委員と私で、●●さんの聞き取り調査を行いました。1 番は上石川の●●さんから上殿町の●●さんへの売買、2 番は宇都宮市の●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは会社経営で兼業農家です。●●さんは草を肥料にする緑肥栽培を行っており今回規模拡大をするものです。年 3 回くらい緑肥するというような話でありました。心配でしたので、雑草や虫の発生などで周りの農家や住民から苦情を受けないように綺麗にやって下さいと伝えました。2 番の白桑田の農地ですけれども、篠竹やツルが茂っておりました。重機を使って耕作できるようになるのではないかと思います。整地をしたら無農薬に取り組むということで、問題無いと思いますのでよろしく願いいたします。3 番の中粕尾の件につきましては、中粕尾の●●さんからみなみ町の●●さんへの贈与です。●●さんと●●さんは親子です。●●さんは定年を迎えて、今も勤めてはいるということですが、兼業農家として問題ありませんのでよろしく願いします。

◎鈴木克男委員 4 番、楡木町の件は、磯町の●●さんから栃木市の●●さんへの贈与です。●●さんは現在磯町で会社を営んでいます。息子さんには任せてあるということで、●●さんがどうしても●●さんに譲りたいということです。問題ありませんのでご承認をお願いいたします。5 番、南上野町と藤江町の件は、那須塩原の●●さんから藤江町の●●さんへの売買です。●●さんから値段はいくらでもよいから買ってもらえないかとの話があったそうです。場所的には何ら問題がありませんのでご承認をお願いいたします。6 番、藤江町の件は、藤江町の●●さんから藤江町の●●さんへの売買です。場所は●●さん宅のすぐ後ろの畑です。問題はありますのでご承認をお願いします。7 番、南上野町の件は、南上野町の●●さんから藤江町の●●さんへの売買です。これについても問題はありますので、ご承認をお願いします。

◎議長は、議案第 1 号について他に質問を求めた。

◎奈良部茂男委員 1番の●●さんですが、田がありますが、田としては作らないというように聞こえたのですが。

◎吉高神 勇委員 聞き取り調査においては、田については低いところを盛り土して畑でやっていると、そういう話でございました。

◎塩入佳子委員 同じ●●さんの件ですが、無農薬というのは既に他の所でも行われているやり方なのでしょうか。雑草とか虫とかに注意するようお話をされたとのことでしたけれど、こういうやり方が一般的に広く行われていれば前例とかがあって安心かと思いますが、その辺はどうなのでしょうか。

◎吉高神 勇委員 無農薬なので、例えば虫が出て苦情になるとよろしくないから、きちんと周りの草を刈っておくとか、無農薬農法でやっていることの周囲の理解ですね、看板等を設置して周知して理解してもらうようにしてくださいという話はしました。また無農薬が一般的にやられているかというのは私もよく分かりません。その農法が確立をされてるかは分からないのですが、この方の話によると、無農薬でオーガニックな食べ物を作ると都会の人からは注目されるということもあるようです。

◎江俣伸一委員 ヒアリングをしたということですが、その中でどのような作物を作るとか、また機械などを備えているとか、その辺の話はどうでしたでしょうか。

◎吉高神 勇委員 栽培するものについてはとりあえずニンニク、玉ねぎ、ねぎを作り、そして機械についてはトラクターが4台、あと耕運機やクローラダンプ2台というようなことでした。その他にも書面に記載されているものがあり敢えて聞かなかったものもありますが、そのような状況です。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における●●申請の太陽光発電設への転用については、東を宅地及び雑種地、西を道路、南を畑及び雑種地、北を宅地及び雑種地に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、栃窪における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、東を田及び道路、西を畑及び宅地、

南を畑、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。4番、上南摩町における、●●申請の駐車場への転用については、東を道路、西を雑種地、南を畑、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。5番、藤江町における●●さん申請の農家住宅敷地拡張への転用については、東を畑、西を宅地、南を宅地、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。6番、口栗野における●●さん申請の選挙事務所への一時転用については、東を宅地、西を畑、南を畑及び宅地、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、5条転用5件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎大森用子委員 5月16日に宇賀神係長、渡辺主事、青木委員、私の4名で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての現地調査結果を報告します。1番、富岡の件は、菊沢コミュニティセンターから北へ約300mのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。周りには太陽光パネルがありまして、問題がないと見てまいりました。2番、栃窪の件は、菊沢東小学校から北東へ約1,400mのところ、賃借権設定による園芸用土採取の一時転用です。周囲の状況から問題はないと見てまいりました。3番は取り下げになっております。

◎青木正好委員 4番、上南摩の●●の駐車場用地にする売買です。●●さんからの売買になります。ヤオハンいちごパークから南西へ約650mの場所に位置しています。駐車場用地が狭くなり、新しい駐車場が欲しいということで売買により駐車場用地を作るといことです。何ら問題はないと見てまいりました。5番、藤江町における●●さんの農家住宅の敷地拡張による使用賃借権設定で、南押原中学校から東へ約1.4kmの場所です。●●さんの住宅の後ろに新しく住宅を建て替えるということで、畑の部分を住宅用地に拡張して、そこに建てたいということです。何ら問題はないと見てまいりました。6番、口栗野における、●●さんからの賃借権設定です。9月の市議会議員選挙の選挙事務所として、●●さんから畑を借りて事務所を建てるといことで、一時転用になります。栗野コミュニティセンターから北に約300mのところ、毎回その場所に選挙事務所を立てているようです。問題は無いと見てまいりました。以上で報告を終わります。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、富岡の件は、玉田町の●●さんから東京都の太陽光発電事業●●への

売買による太陽光発電設備のための転用です。現地は、南側は倉庫が建ってしまして東と北と西側は太陽光発電の設備になっています。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。2番、栃窪の件は栃窪の●●さんから宇都宮市の園芸用土採掘販売業の●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくをお願いいたします。

◎奈良茂男委員 4番、上南摩町の件は、上南摩町の●●さんから、同じく上南摩町の板金加工及び塗装工事業の●●への、売買による駐車場としての転用です。この件は、令和4年11月の総会において農振除外の申請が認められた案件です。現地調査員の報告のとおり問題はありますので、ご承認をお願いいたします。

◎鈴木克男委員 5番、藤江町の件は、藤江町の●●さんから藤江町の●●さんの使用貸借権設定による農家住宅のための申請です。この●●さんと●●さんは親子です。現地調査員の報告のとおり問題はありますので、ご承認をお願いします。

◎神山卓也委員 6番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから中栗野の●●さんへの選挙事務所利用としての一時転用の賃借権設定による申請です。事務局及び現地調査員の報告のとおり問題はありますので、宜しくをお願いいたします。

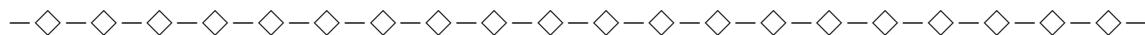
◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番と4番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年5月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。今回は新規の利用権のみとなっております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が1件、1筆、869㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案3号の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時45分閉会を宣した。



以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年5月23日

議 長

署名委員

署名委員
